



## (5) 省エネ改修

既存住宅で、一定の省エネ改修工事を行った住宅の固定資産税が減額されます。

対象建物	<p>①平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 4 年 3 月 31 日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅</p> <p>②平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅</p> <p>※併用住宅の場合は、居住部分のみが対象</p> <p>※専用住宅（母屋）と附属家が一構関係の場合で改修工事を行った場合は、その専用住宅と附属家すべてが対象</p> <p>※一度減額された住宅は、再度の減額対象となりません。</p> <p>※新築住宅軽減、耐震改修軽減等を受けている場合は減額対象になりません。</p>
対象要件	<p>①専用住宅（賃貸住宅は除く）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の 2 分の 1 以上のもの）</p> <p>②改修工事に要した費用の額が、国または地方公共団体からの補助金等を除いて一戸当たり 60 万円を超えるもの（ただし、令和 4 年 3 月 31 日までに改修工事の契約がされている場合は、50 万円以上のもの）</p> <p>③窓の断熱性を高める改修工事であること</p> <p>④窓の断熱性を高める改修工事とあわせて行う以下の改修工事も対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天井等の断熱性を高める改修工事</li> <li>・壁の断熱性を高める改修工事</li> <li>・床等の断熱性を高める改修工事</li> </ul> <p>⑤改修後の住宅床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下のもの</p>
減額内容	<p>省エネ改修工事を行った住宅全体の固定資産税額（一戸当たり床面積が 120 ㎡を超える場合は、120 ㎡相当分まで）について、3 分の 1 を減額</p> <p>※バリアフリー改修軽減との併用可能（この場合はそれぞれ税額の 3 分の 1 を減額、あわせて 3 分の 2 を減額）</p>
軽減期間	<p>工事完了の翌年度から 1 年間</p>
提出書類	<p>①熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書</p> <p>②建築士、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関が発行する「増改築等工事証明書」</p> <p>③工事契約書等の契約日が確認できる書類</p> <p>※以上を改修工事完了後 3 ヶ月以内に申告、提出してください。</p>

問合せ

見附市 市民税務課 TEL:0258-62-1700(内線 128・129) FAX:0258-62-7062